

令和3年第5回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和3年9月10日（金） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 川村九州生

7. 議案の題目

- ① コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- ② シルバー人材センターの支援に関する意見書について
- ③ 令和2年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ④ 株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告について
- ⑤ 一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告について
- ⑥ 株式会社クリエイティブおおき経営状況報告について

⑦一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告について

8. 議事

議長　それでは、改めまして、おはようございます。

令和3年第5回大木町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　発議第6号、失礼しました。ちょっと休憩してもらっていいですか。

議長　暫時休憩いたします。

休憩　　　　　時　分

再開　　　　　時　分

議長　再開いたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 発議第6号、令和3年9月9日、大木町議会議長、中島和正殿。
提出者、大木町議会議員、小島裕司。賛成者、同、徳永信行。賛成者、同、益田隆一。

コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、大木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

意見書を朗読させていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回

らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする

こと。
4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

次のページをお願いいたします。

関係機関への送付先については、次の意見書送付先の案のとおりと考えております。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出議員の説明を求めます。小島裕司議員。

小島裕司議員　先ほど事務局のほうを読み上げました意見書の案をご覧くださいましてよろしいでしょうか。

この意見書は、新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす経済的・社会的影響の大きさに鑑み、令和4年度の地方財政対策に必要な事項について、国へ要望するものです。

以下、意見書を抜粋して説明いたします。

1つ目は、地方一般財源を十分に確保すること。

2つ目として、市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の根幹を揺るがすような制度見直しは断じて行わないこと。また、コロナの影響を考慮して、減額特例などを確実に終了すること。

3つ目は、同じく固定資産税ですが、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4つ目は、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

最後に、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税配分すること。

これらの5項目となっています。いずれも、厳しい財政運営を強いられる地方の財政の柱である地方税財源をしっかりと確保していくために必要な要望でありますので、議員の皆様方のご理解とご協力、またご同意を賜りますようお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長　提出議員の説明を終わります。

提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

小畠裕司議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第6号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第1、発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、発議第6号、本案については原案のとおり可決されました。

意見書につきましては、関係機関に送付することにいたします。

日程第2、発議第7号シルバー人材センターの支援に関する意見書についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 発議第7号、令和3年9月9日、大木町議会議長、中島和正殿。提出者、大木町議会議員、益田隆一。賛成者、同じく、菰方英二。同じく、小島裕司。同じく、中島宗昭。同じく、古賀知文。同じく、原田勝。

シルバー人材センターの支援に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、大木町議会会議規則第13条の規定により提出します。

意見書の案文朗読は省略させていただきます。また、最後のページに添付しておりますが、これらの機関への送付を考えております。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出議員の説明を求めます。益田隆一議員。

益田隆一議員 皆様、意見書（案）をご覧ください。

シルバー人材センターが本町において非常に重要な意義を有していることを鑑みて、今回、国に意見書を提出する旨、提案するに至りました。

詳細の説明につきましては、意見書を読み上げ、これに代えさせていただきます。

シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正法が四月から施行され、七十歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取り組みの強化が求められています。

つきましては令和四年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、また、都道府県・市区町村においても、従前にもまして厳しい財政事情の中にはありますが、国の補助金と同類以上の補助金の確保や、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求等保存方（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。

議員の皆様方のご理解とご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 提出議員の説明を終わります。

提出議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

益田隆一議員、ありがとうございました。

お諮りいたします。発議第7号については、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。日程第2、発議第7号シルバー人材センターの支援に関する意見書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、発議第7号、本案については原案のとおり可決されました。

意見書につきましては、関係機関に送付することにいたします。

日程第3、報告第3号令和2年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　　報告第3号令和2年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

健全化判断比率とは、表中にある実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標のことを示します。それぞれに早期健全化基準、財政再生基準が設けられており、基準を超えた場合に、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画を策定し、財政の健全化や再生に取り組むこととなります。

普通会計、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計をはじめ、水道事業会計、一部事務組合や広域連合、第三セクターなどまでの負債を明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を可視化するものです。

まず、実質赤字比率ですが、これは一般会計の収支、赤字の度合いを示すものです。昨日の決算認定議案の中で説明申し上げたとおり、黒字収支ですので、表示されておられません。

次の連結実質赤字比率についても、一般会計のほか、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、それぞれの実質収支額及び資金剰余額の合計が黒字になるので、表示されておられません。

次に、実質公債費比率です。これは、借金の償還のための費用である公債費や、債務負担行為に基づき支出を約束されているものなど公債費に準じる費用がどれぐらいの割合かを示すものです。数値として8.0%となっており、黄色信号となる早期健全化基準の25%を大きく下回っております。しかし、今後も起債残高が膨れ上がらないよう十分留意しておく必要があります。

将来負担比率は、今申し上げた公債費関連の負担に加え、職員の退職手当など、より広い意味で将来見込まれる負担総額について割合を示すものです。本町では、将来にわたる負担に充当できる財源が将来見込まれる負担の総額を現時点では上回っているため、表示されておられません。

最後に、水道事業会計の資金不足比率ですが、令和2年度は黒字であり、表示されておられません。

以上で、報告第3号令和2年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

報告でございますが、何か質疑はありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第3、報告第3号令和2年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、以上をもって終了いたします。

日程第4、報告第4号株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。田中健康福祉課長。

健康福祉課長 報告第4号株式会社大木町健康づくり公社の経営状況報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

業務の経過及び成果について報告いたします。

まず、多世代交流棟、健康・福祉棟です。

株式会社健康づくり公社は、令和2年4月に22周年目を迎え、NPO法人アクアスポーツクラブと事業統合し、町民の健康づくりや福祉の拠点施設として一体的に事業を行うことになりました。

会員制度、2ページにありますように、住民にさらに利用してもらいやすいようにリニューアルし、春、夏、年に2回のキャンペーンを行うこととしておりましたが、感染拡大等によりキャンペーンを行うことができませんでした。

また、スポーツ施設が感染リスクの高い施設として捉えられたことから、新規会員獲得も伸び悩み、平時の営業状態へ回復するめどが立たない状態が続いています。緊急事態宣言中など、国、県、町からの度重なる要請により、営業時間短縮や休業、会費免除や休退会者の増加といった問題に直面しました。

多世代交流棟は39日間の閉館、また56日間の時短営業、レストラン休業

をいたしております。健康棟では53日間の閉館、38日間の時短営業を行いました。

営業中は、コロナ禍の中、3密対策を取り、検温の実施、消毒の励行、飛沫防止フィルム設置、黙トレ・黙浴等呼びかけ、感染症対策を取り、実施しましたが、新型コロナウイルス感染症による利用控えなどもあり、アクアスの入館者が大幅減少し、11万7,753名と、前年に比べ5万616名減、前年比69.9%となりました。特に、2ページの多世代交流棟延べ利用者のうち、鶴会員、亀会員の高齢者の利用者がコロナ感染症による自粛のため激減しました。

休業中も、町からの要請で、不織布マスクの販売や自宅のできる運動の勧めのチラシ作成、配布を行いました。

平成29年度より、アクアス温泉デイサービスとしてスタートしたアクアス大喜楽サロンは、年間63名の利用で、初めて前年度比減となりました。

一方、多子世帯支援事業は、コロナによるおうち時間増加等により、くるるん液肥を使用した環境共生型特別栽培米「環のめぐみ」、大木町産菜種油「わのかおり」ともに前年度大幅増となりました。

経費削減に努め、3件の指定管理業務と1件の業務を受託しましたが、人件費のほとんどを入館料で賄っているため、非常に厳しい経営を迫られました。コロナ禍による利用者の激減は想定外の事態で、休業補償金や雇用調整助成金などの支援があったものの、即座の対応は難しく、会費収入の低下で売上激減を余儀なくされました。利用者が昨年度比50%を割り込んだ施設が多い中、当施設は3割減と健闘しましたが、結果として、温泉部門で約560万円、健康部門で約540万円に法人税等合わせて1,112万6,607円の減益となりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

健康づくり事業です。

健康づくり事業を町から受託し、健康増進事業、介護予防事業を行いました。

ヘルスアップ教室は、生活習慣改善を目的に、高血糖や高血圧の改善に効果的なニコニコペースでの有酸素運動やバランスの取れた食事など、具体的な指導を行いました。

令和2年度は、勤労者への支援として、土曜日のコースを新設しました。成果として、参加者のニコニコペース活動時間は、教室前後で約2倍に増加し、体力年齢も若返っていることが確認できました。運動習慣の獲得により、生活習慣病重症化予防につなげることができました。

新型コロナウイルス感染予防のため休館したことにより、健康棟利用者は全体として減少しましたが、町内利用者率は増加しています。

令和2年4月に健康づくり公社に事業統合する際には、NPO法人として所有していた運動機器18点、総額578万4,405円相当を町に寄附し、令和2年度は、トレッドミル2点をスポーツくじ事業で整備し、スポーツ施設として最新機器を備えるなど、運動環境の改善を行いました。

個別支援にも力を注ぎ、運動効果を見える化や運動習慣の定着化を図り、利用者の満足度を高めています。指導内容としては、ニコニコペースの運動を推進し、全身持久力の向上や生活習慣病の予防を図っています。

また、地区公民館や地域団体からの要望により、スロージョギング教室や健康講話、部位別筋肉量や脂肪量、内臓脂肪などが測定できるInBodyを活用した健康測定など、積極的に運動の周知、啓発などを行いました。

設備の投資状況につきましては、温泉源泉ポンプ総額126万5,000円の設備投資を行いました。

資金調達については、ございません。

成績及び財産の状況につきましては、売上高1億691万3,262円、経常損失1,034万9,603円、当期純損失1,112万6,607円、1株当たり当期純損失1万8,544円、資産5,316万9,111円となっております。

続きまして、決算報告書の概要をご説明いたします。

5ページをお願いします。

貸借対照表は、令和3年3月31日現在の資産等の状況です。

資産の部、流動資産及び固定資産の合計で5,316万9,111円、負債の部、流動負債の合計が1,718万9,446円、純資産の部、株主資本の合計が3,597万9,665円、負債の部、純資産の部の合計が5,316万9,111円です。したがって、資産の部合計と負債及び純資産の部合計と同額となります。

6ページをお願いします。

損益計算書は、1年間の収益と費用を表したものです。施設関連売上高7,509万66円は、温泉プール売上げ2,870万8,253円など、内訳を記載しております。

7ページをお願いします。

販売及び一般管理費の主なものとして、給与手当、賞与、法定福利費など、健康づくり公社の職員の人件費や電気代、修繕料等の運営費です。

6ページに戻っていただき、純売上高1億691万3,262円から売上原価1億5,505万586円、販売費及び一般管理費1億2,105万6,659円を差し引き、営業外収益1,929万9,380円を加え、特別損失59万4,504円、法人税、住民税及び事業税18万2,500円を差し引い

た1, 112万6, 607円が当期純損失となります。

雑収入1, 659万8, 566円は、国からの助成金、持続化給付金、雇用調整助成金、感染症拡大防止協力金の合計が約1, 100万円、町のコロナ地方創生給付金が約530万円で、これは消毒液、空気清浄機等の購入に充てています。休業助成金などの収入では、利用料収入減を埋めることができず、結果的に1, 112万6, 607円の赤字となりました。

8ページに監査報告書を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思えます。

以上で、健康づくり公社の経営状況等の報告を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑はございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 厳しいコロナ禍の状況の中で一生懸命運営されているのかなと思っておりますが、今期、その1, 100万ほどの赤字を出しているということなんですが、来年度に向けて、このままの状況でまた1, 100万の赤字を出すということはちょっと考えられないと思いますので、何か適切な手段を打たなければと我々も考えているところです。

そこは、すぐ回答が出るかどうかというのは分かりませんが、できるだけ赤字損失を少なくするように頑張っていたきたいと思えます。意見です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第4、報告第4号株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

日程第5、報告第5号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。中村まちづくり課副課長。

まちづくり副課長 報告第5号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告につきましてご説明申し上げます。

一般社団法人サステイナブルおおきにつきましては、おおき循環センター及び大木町環境プラザの指定管理業務に関する概要のご報告となります。

報告書の1ページをお願いいたします。

業務の経過及び成果の報告でございます。

まず、おおき循環センターの指定管理業務につきましてご報告いたします。

おおき循環センターは、操業開始から14年が経過し、今後迎える経年劣化による故障等に備えるため、計画的なメンテナンスを行い、できるだけ予防保全に力を入れ、業務を行っております。令和2年度におきましても、プラント整備計画表を基に、汚泥濃縮機定期点検整備、また脱臭用活性炭交換、発電機6,000時間点検など、設備機器のメンテナンスを計画的に実施し、職員による修繕作業を基本とした自主保全活動を実施いたしております。

また、安全対策につきましては、毎日のプラント運転作業及び生ごみ収集処理作業におきましても、安全第一を念頭に、月一度の危険予知トレーニングや

毎日の安全チェックあるいは外部者を招いての安全点検等を実施することにより、令和2年度におきましても労災及び交通事故ゼロを達成いたしております。

メタン発酵施設の施設管理状況といたしまして、計画的な保全25件、突発故障保全として8件を対応しております。

次に、生ごみ収集状況については、家庭系550.9トン、事業系689.6トン、それぞれ収集しております。また、事業系生ごみの処理料としまして362万4,700円を収入しております。

次に、メタン発酵消化液の活用に関する業務につきましては、水稻、麦、菜の花等の農地延べ125.6ヘクタールに5,555.3トンを散布しており、散布料金としまして102万9,000円を収入しております。

2ページをお願いいたします。

管理学習棟の管理運営に関する業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察見学の受入れ件数は、前年度比96件減の37件、人数では1,509人減の399人となっております。見学科では12万900円を収入しております。そのほか、町内小学校の見学を受け入れております。

次に、廃油液体石けんの製造販売に関しましては、25万8,470円の売上げとなっております。

次に、BDF関連につきましては、廃油受入れ量6,590リットル、BDF製造量は4,200リットル、施設内のフォークリフト等に使用をいたしております。

次のページをお願いします。

続きまして、大木町環境プラザの指定管理業務についてご報告をいたします。

環境プラザの運営管理業務を町から受託して5年目を迎えまして、ごみ減量化の拠点施設として町民の皆さんからの認知も高まり、毎週日曜日の資源ごみ

の受入れが定着してきております。特に、令和2年度では、感染症の影響に伴う在宅時間等の増加により、粗大ごみの受入れが増大するとともに、リユース品の販売利益の拡大にもつながっております。

リユース品販売実績は1万1,431点、137万6,959円となっております。

続きまして、設備投資の状況につきましては、当期の設備投資はございません。

資金調達につきましても、当期の資金調達はございません。

次に、成績及び財産の状況ですが、売上高9,449万2,000円、経常利益251万円、当期純利益243万9,000円、純資産3,596万5,000円となっております。

続きまして、決算報告書の概要をご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表は、令和3年3月31日現在の資産等の状況です。7ページ、8ページの財産目録に詳細を記載しておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

資産の部、流動資産及び固定資産の合計で5,413万9,425円。負債の部、流動負債のみ合計で1,817万3,714円、純資産の部、一般正味財産及び利益剰余金の合計で3,596万5,711円。負債及び純資産の部合計と資産の部合計が同額でございます。

6ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1年間の収益と費用を表したものでございます。

売上高511万2,570円は、生ごみの処理料金及び液肥散布料、視察料、廃油液体石けんの販売代金などとなっております。指定管理料8,938万円

は、バイオマスセンター及び環境プラザの指定管理料です。

次に、販売費及び一般管理費の主なものといたしまして、給与手当、賞与、法定福利費、厚生費につきましては、バイオマスセンター及び環境プラザ職員の人件費となっております。

中ほどの修繕費 531万2,222円は、プラントに関する計画的もしくは突発的な故障に対する修理費用などとなっております。

消耗品費 728万7,819円は、主にバイオマスセンターの薬剤費や生ごみ収集たるの購入費用となっております。

車両費 371万400円は、合計16台分の車両整備修理費及び燃料代となっております。

循環事業委託費 689万9,605円は、シルバー人材センターに対する生ごみ収集業務に係る委託費となっております。

業務契約委託料 967万9,617円は、バイオマスセンターの発電機メンテナンス費、施設警備費、電気保安管理費等でございます。

営業外収益といたしまして、リユース販売手数料 137万6,959円は、環境プラザでのリユース品販売収入となっております。そのほか、雑収入などを加えまして、合計 195万3,188円、当期の経常利益としまして 251万868円となっております。さらに、税を差し引きました後の当期純利益は 243万9,868円となっております。

なお、財産目録の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑はありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 決算の8ページに……

議長 すみません、マイクをちょっと近づけてもよろしいですか。

馬場高志議員 決算の8ページをお願いします。

財産目録の負債の部の1番の流動負債の中間辺りに、電力、九州電力の支払いと、みやまスマートエネルギーの支払金額が載っています。これ、担当が、総務課さんのほうに聞くのかなと、ちょっと私、個人的には思っているんですけども、どういったケースが九州電力から買っていて、どういったケースがスマートエネルギーさんから買っているのか、ちょっと教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。中村副課長。

まちづくり副課長 馬場議員のご質問に対し、答弁したいと思っております。

まず、ご指摘のとおり、バイオマスセンターにつきましては、九州電力及びみやまスマートエネルギーとの電力供給契約を行っております。

まず、九州電力につきましては、ベース供給ということで、たしか50キロワットまでだったかと思いますが、ベース契約ということで九州電力、それ以上につきましては、部分供給ということで、みやまSEから以上の分を供給していただくということで記憶をしておるところでございます。

これにつきましては、役場庁舎は、キロワットの基準は循環センターとは違うとは思いますが、法律の改定によりまして、部分供給契約ができるというこ

とになったことから、このようになったということで承知をしております。

以上です。

議長 どうでしょうか、馬場議員。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ベース供給、ちょっとよく分からなかったんですけども、50までは九電で、それはスマートさんから買うということですね。

参考までにお伺いしたいんですけども、みやまSEさんから電気買ったのが、多分2017年ぐらいから買っているかと思うんですけども、その契約内容というか、どのくらいの料金なのかとか、固定料金なのか変動料金なのか、ちょっと参考に教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。中村副課長。

まちづくり副課長 馬場議員のご質問に対し、お答えいたします。

今現在、本当申し訳ないんですけども、詳細にわたる資料を持ち合わせておりません。

その分につきましては、書類のほうを取りそろえまして、改めてご報告したいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

馬場高志議員 はい。

まちづくり副課長 お願いしておきます。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 参考までに、追加に、九電との契約というか料金等、また、みやま S E との契約が入札なのか随意契約なのか、そういったものを含めて、委員会のときにでも教えていただければと思います。

議長 では、資料の提出をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 5、報告第 5 号一般社団法人サステイナブルおおき経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

日程第 6、報告第 6 号株式会社クリエイティブおおき経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。広松産業振興課長。

産業振興課長 報告第 6 号株式会社クリエイティブおおきの経営状況報告についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和 2 年度の事業報告でございます。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、二度にわたる緊急事態宣言の発令は、不要不急の外出自粛や飲食店等への休業要請、在宅勤務な

ど、人々の生活サイクルや社会経済システムを一変させ、大きな影響を及ぼしましたが、当社におきましては、事業目的達成に向けての新たな総括責任者、それと部門間の担当者を配置し、業務遂行体制を整備し、臨んであるというところでございます。

年度当初から、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、一部職員の在宅勤務のほか、WAKKAにつきましても休館せざるを得なくなり、特産品活動や食育事業など一部実施できなかった事業がある一方で、ふるさと納税の事務委託事業では一定以上の成果を上げることができるなど、事業成果には著しく濃淡が表れた年ということでの報告でございます。

また、道の駅おおきでは、行楽シーズンの春から来場者数の減少傾向が見え始め、年間を通しての傾向は変わらず、先ほど申しました緊急事態宣言の発令以降につきましても、その傾向が顕著となり、またレストランにつきましても二度の休業となり、売上げ、来場者数とも大幅な減少となったということでございます。

1) の道の駅活性化事業です。

秋の実り収穫祭の開催や各種物産展への出展、マスメディア、SNSを活用した広告宣伝等により、知名度の向上、集客、にぎわいづくりに取り組んでいましたが、何度も出てきますけれども、非常事態宣言の発令によりまして、予定されておりましたイベントの中止や、あとテナントの事業者の休業等が影響いたしまして、来場者数は18万5,280人と、昨年度と比べましても12%ほど下回ったということでございます。

次に、2) のくるるん農園事業についてでございます。

道の駅おおきのコンセプトであります畑の中の道の駅を具現化し、農業農村文化への理解促進と農産物直売所への安全・新鮮・おいしい農産物の供給を目

的に、周辺農場や周辺の農家が管理する農村ならではの資源を生かし、下記の事業が実施されるということで記載がされておるところでございます。

3つ目でございます。

ふるさと納税事業の受託事務についてでございます。

冒頭にありましたが、ふるさと納税事務事業については、寄附者の管理や返礼品の発送手配、返礼品の新規開発等の事務を受託し、町内事業所の経済活動の活性化、また町の自主財源獲得に寄与した事務受託がなされてございます。

次の4)の情報発信、観光交流事業は、道の駅おおきのイベントをはじめとする各種地域情報の提供のほか、顧客の様々なご意見やイベント申込み等を集約するため、SNS等による情報の受発信を促進するとともに、町内外の関係事業者の協力を得て、交流関係人口の増加促進を図るため、3ページのとおり、情報発信、観光交流事業が実施されておるところでございます。

5つ目の特産品活用事業でございますが、これにつきましては、大木町産の菜種や小麦、イチゴなど特産農産物を活用した商品開発、販売、農と食の循環型持続可能なまちづくり、地産地消の推進といたしまして、まず1つ目といたしましては、わのかおりの製造販売事業、2つ目といたしましては、町内産を含むチクゴイズミを使用した乾燥パスタ麺の商品化を図りまして、直売所等での販売、3つ目でございますが、CAS冷凍でのあまおうの商品化、販売として、ふるさと納税返礼品としての商品化、それと市場性の確認が行われております。

4ページの6)でございます。

食育事業では、新鮮な農産物や農村に伝わる食べ方など、農村ならではの食の優位性を生かす取組といたしまして、総菜やお弁当など、栄養バランスの取れた食の提供がなされてございます。

具体的な取組といたしまして、①から③という形で記載がなされてございます。

7つ目でございます。

起業・創業支援事業ということで、起業・創業の相談事業、それと創業者支援事業及びPRツール作成支援事業が実施されております。

5ページからが決算報告となります。

6ページに貸借対照表がついております。令和3年3月31日現在の資産及び負債等の状況でございます。

資産の部の合計は6,480万43円となっており、現金及び預金、未収金の流動資産が大半を占めております。

右の段でございます。負債の部、流動負債4,300万3,243円と、純資産の部は、資本金が900万円、利益剰余金が1,279万6,800円の合計で2,179万6,800円となっておりまして、負債の部及び純資産の部と資産の部は同額となっております。

7ページの損益計算書下段をご覧ください。

当期純利益といたしまして、税金を差し引きました額といたしまして482万8,692円となっております。

11ページには、監査委員2名の会計監査の報告を添付しております。

説明は以上でございます。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちらも報告事項ですが、何か質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 本町においては、ふるさと納税というのは大変予算において

も貴重な財源だというふうに把握をしておりますが、今、ふるさと納税を委託している業者といたしますか、受託がWAKKAでしょうけれども、委託していた業者というのは、今、どの業者になるんですか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 益田議員の質問にお答えいたします。

手元には、ふるさと納税の今年度分の資料をちょっと持ってはきておりませんけれども、昨年度の9月議会の一般質問でありましたか、ふるさと納税の委託の関係での一般質問がございまして、それを受けまして、令和3年度につきましては、WAKKA、株式会社クリエイティブおおきで受託できる分については受託、事務受託というところの部分と、あと例えば納税関係の特例のワンストップ事業というものがありますけれども、そういうものについては町と、事業者がちょっと思い出せないんですけれども、福岡にございますそういった特化した事業者との契約をさせていただきまして、委託契約につきましては、町と個別に契約をするという形での改善を図っているところでございます。

詳細、ちょっと手持ちがございませんので、答弁はここまででご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 私がちょっと心配しているのは、あまりニュースにはなっていないですか、近隣市町村のところのふるさと納税事業者があまりよろしくな

いことをしたと、結果的にそこの首長までおわびをするという、要は返礼品の問題だったと思うんですけれども、そういう事業者、委託している事業者自体もあまりよろしくないような事業者もあるというふうに伺っております。

大木町がそれに関連していたかどうかというのは、私は定かではないんですが、ちょっとそこを心配してしまして、ああなってしまうと、その町自体の信頼というんですか、もしそういうところがあったんであれば、あそこ取引があったのと、町としてもかなりマイナスになるのではないかと、そこを私、ちょっと心配してしまして、そういう事業は、どこでもいいというわけではないと思うんですよね。使いやすさからそこでいいとかいう話でもなくて、ちゃんとした業者を利用していただいて、じゃないと、このふるさと納税というのは町の看板の一つでありますものですから、全国に発信しているわけですから、そこはちゃんと精査していただいて、事業を選んでいただければというふうに、これお願いでございます。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　現在、社員、クリエイティブの社員というのは、嘱託2名とパート1名、それからWAKKAのほうで社員1名で、全部で4名ということですか。

議長　広松産業振興課長。

産業振興課長　今の社員体制でいきますと、嘱託が2名と、社員が、ちよっ

と今年から正社員に1名なられましたので、社員が今現在でいくと2名です。それと、嘱託職員が3名で、ふるさと納税についての事務を行ってあるというところで承知をしております。

それと、地方創生交付金事業で、プロジェクトマネジャーという形で、今現在、3名のプロジェクトマネジャーがその中で活動を行っているというところでございます。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 社員の中でも、いろいろ何か、ごたごたと言ってはいけませんけれども、何かいろいろこうあるようで、プロジェクトマネジャーも途中で辞めていったりとか、いろんなことがあるようですので、社員教育はちょっときちんとしていただきたいと思います。

それから、事業に関して、食育事業を令和2年度されております。体に優しいヘルシー弁当の提供とか食育講座の開催とか、いろんな形でされておりますが、これはWAKKAの仕事じゃないんじゃないかと私は思うんですよね。例えば、ヘルシー弁当の提供、社協とか、ヘルシー弁当553食、どこにどうされたのか分かりませんが、こういった地元の業者とか、そういった方がされたほうが、こういったコロナ禍の中で、みんな飲食店が困っている中でそういったこと、ちょっとおかしいかなと。

それから、食育講座、みそ玉作り教室、みそ作り教室、2回合わせて19名、これだと、もうWAKKAの社員がするんじゃないかと、やっぱりそういったJAの女性部とか、いろんな中でみそ作りを行っている、そういった人たちの指

導でWAKKAを活用してすると、そういった形で、わざわざ社員を雇ってするべきものなのか。費用対効果と言えば本当おかしいと思います。

それから、地域農産物を活用して新たな食の提案ということで、いろいろこう作ってありまして、特に菊芋ですか、チップス、私も昨年ちょっといただきましたが、それはおいしいんです。でも、後で商品開発するところではありますが、その目的をきちんと、自分たちが菊芋を使って、菊芋のチップスを作ると、それを、じゃ、町の生産者にどう広げていくのか、そういったことでつながっていけばいいんですが、ただ自分たちが作って楽しむだけだと思うと、これ見直しが必要だと思いますので、答弁をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご意見、いろいろいただきましてありがとうございます。

食育に関しては、確かに議員おっしゃるような形の進め方というのがいいのか、今、プロジェクトマネジャーという形で、いわゆるあそこ、農園を抱えていて、農園の余った食材とかをうまく回すために食育につなげられないかということで始めたことではありますけれども、議員おっしゃるように、例えばみそ玉作りであれば、そういう地域のJA女性部とかいらっしゃいますので、そういう方たちを活用するとか、そういうことは当然考えていかないといけないことですので、議員のご意見に関しては、しっかり検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、食育と、菊芋ですね、菊芋チップスですね。菊芋チップスに関しては、何か非常に健康にいいということで、取りあえずアクアス周辺農園に植え

て、加工して、道の駅であるとか、あといろんところで販売も少ししているようです。

おっしゃるように、せっかく開発して、健康にいいわけだから、町の特産と
いうか、そういうふうに広げて、ちょっとこう農家に作ってもらったやつを加工
するような仕組みをつくって、地域の人たちの所得向上につなげるとか、や
っぱりそこまで考えないとWAKKAの役割とは言えないんですね。確かに、
おっしゃるとおりなので、それはそれでちょっと現場のほうとしっかり意見交
換をしながら、今後の在り方については検討させていただきたいと思います。
どうもありがとうございます。

中島宗昭議員　ヘルシー弁当は。

境町長　ヘルシー弁当ですね。ヘルシー弁当も含めて、WAKKAの関わり
方、どうするほうがいいのかということは、ちょっと現場のほうとしっかり意
見交換をさせていただきたいと思います。

議長　よろしいですか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　弁当に関しては、やっぱり地元の飲食店なんかを活用するほ
うが、本当はいいんじゃないかと思います。わざわざ、社協の弁当を作ってあ
るとか、いろいろこうされますが、大木町の町内にも飲食店いっぱいあります
ので、そういった中においてほしい方がいいと思いますので、意見とし
て。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第6、報告第6号株式会社クリエイティブおおき経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

日程第7、報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告についてを議題といたします。

所管課長の説明を求めます。野田まちづくり課長。

まちづくり課長　報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和2年度の同センターの事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外派遣事業など4つの事業を実施することができませんでした。他の事業を通して、限定的ではありますが、国際理解の向上や国際社会で活躍できる人材の育成を行っております。

1 番目の語学講座事業では、国際交流のきっかけづくり、国際理解の向上を目的として、英語2講座、ハングル1講座、それぞれ開設し、延べ118回実施しております。

2、国際交流事業では、小学校での英語授業が本格スタートしたことに伴い、大木町教育委員会からの委託を受け、外国語指導員（ALT）を小学校に派遣するなどして、児童・生徒の英語力の向上と多文化共生への理解を深めました。

3、広報啓発事業では、SNSを活用するなどして地域の国際化に対する理解と関心を深めるとともに、センターのPRを行っております。

2ページをお願いいたします。

4、青少年育成事業では、毎年実施しておりました青少年台湾研修は、昨年度は実施できておりません。

5、海外研修事業、6、海外派遣事業、7、海外留学支援事業については、応募がなく、実施しておりません。

3ページをお願いいたします。

令和2年度の収支決算についてご説明いたします。

まず、(1)の経常収益の主なものとして、②会費、入会金収入として、賛助会費の18万4,000円をはじめ、③補助金収入は、町からの補助金200万円です。④寄附金収入は、町内法人から100万円、⑤事業収入は、各語学講座の参加負担金として33万8,000円、⑥委託費は、ALT派遣事業に係る委託収入で435万6,000円、雑収入を含めた経常利益合計額は797万2,245円となっております。

続きまして、(2)経常経費です。

①事業費の主なものとして、語学交流事業費では、語学講座に係る講師への謝金111万2,000円のほか、外国語指導員に係る事業委託費336万円などを支出しております。

4ページをお願いいたします。

②管理費では、事務職員の賃金60万円など合計で75万6,597円となっております。

当期の一般正味財産増減額は265万3,378円の増となり、年度末の一般正味財産期末残高は4,663万3,880円となっております。

5 ページをお願いいたします。

令和3年3月31日現在の貸借対照表です。

流動資産563万3,888円に固定資産である基本財産積立金4,100万円を加えた資産合計額は4,663万3,888円で、負債がありませんので、資産合計額の4,663万3,888円は、正味財産合計額、負債及び正味財産合計額のそれぞれと同額となります。また、先ほどご説明いたしました一般正味財産期末残高とも一致いたします。

6 ページをお願いいたします。

令和3年3月31日現在の財産目録です。

流動資産は、運転資金として現金預金563万3,888円、固定資産は、基本財産として預金4,100万円、負債はありませんので、正味財産は、先ほどご説明いたしました貸借対照表の負債及び正味財産合計額と同額の4,663万3,888円となります。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

こちら、最後も報告事項ですが、何か質疑はありませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません、これ、ここで言う話かなと思って、本当は3月の予算のときに言っておけばよかったのかなというふうに思いますけれども、実は昨年12月に当センターを定期監査で訪れたときに、今、技能実習生の問題なんですけれども、例えばショッピングセンターとかそういうところへ行くと、技能実習生の方が、要するに、ほとんど日本の国の方と交流されていると

というような光景は見受けられない。

このことについて、センターで監査の折に、そこらの交流はできているのかなど、促すべきじゃないのかなというような話をしたら、雇用主さんが実習生同士の交流というか、いわゆる接触を嫌がっているという話がありまして、そうかなというふうにそのときは思ったんですが、よくよく考えると、本当にそれでいいんだろかと。彼らは、恐らく実習を、いわゆる技能、技術を得ることももちろんそうなんですけれども、実は日本の文化やら言葉やら、人との交流も夢見てというか、それもしたいなと思って、3年あるいは5年というふうなことで来ているんじゃないかなというふうに思ったわけです。

非常に、法整備とか難しい問題があります。これはもう、日本の国自体がそういう方向を向いていないものですから、実際はそうじゃないんですけれども、実は今まで10年、20年というか、以前やっていた先進国にホームステイしたりして、先進国の文化を学んで、それを日本に生かすというような、もうニーズは過ぎたんじゃないかなと。特に、今、東南アジアから日本に、日本というより大木町に在住して働いている人がいっぱいいるじゃないかと、その方と海外交流、交流しないで何が交流かなというふうにやっぱり思ったわけなんです。

ですから、こういう面で、その方たちが母国に帰られて、研修を終わられて帰られて、日本は本当によかったなと、また行ってみたいとか、うまくすれば移住してみたいとか、それでまた次の方に、日本はいいところですよ、行って見たらというふうに、本当にそういうふうに考えてもらえるように、例えばこのセンターで、時には大宰府やら阿蘇やら、そういうふうと一緒に、日本の方と一緒に旅行してみたりとか交流をして、そういうのをプロデュースしてみるとか、そういうのも私は将来的には——いや、というのは、アジア諸国等、今、

非常に、特に九州は立地的に近いもんですから、今後、やはり考えていく必要があるのかなというふうに思うわけです。

だから、そういう面では、方向的に少し、今後、ちょっと転換して考えてみたらどうかなというふうに思うものですから、この件に関しては、一応生涯学習課やら産業振興課やら、両方絡みますので、町長にちょっとご意見を聞きたいと思うので、よろしくお願いします。

議長 提案に対する答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員、ご意見ありがとうございます。

実は、私も全く同じ思いでございます。昨年、私も、ひしのみ理事長を任されまして、これからのひしのみ国際交流センターの存在価値というのがどこにあるのかなということを私なりに考えさせていただきました。

その中で、やっぱり一つ、私が重要だと思うのは、もともとひしのみ、32年になりますけれども、人材育成、海外への一人旅、私も実は行かせていただきました。本当にカルチャーショックを受けてきて、まちづくりに対する思いというのがそれまでと全く違った、非常に強い思いを持つことができたという経験をしております。

しかも、これまで60名程度の研修生を輩出しまして、本当にいろんなところで活躍されているという状況にあります。特に、役場の職員も、これからまちづくりをするに当たって、やっぱり海外の文化に触れて、それをまちづくりに生かしてもらおうというのは非常に貴重なことじゃないかと思っているので、それはしっかり一つ、これから柱としてやっていきたいと思っております。

それと、もう一つの柱としましては、議員おっしゃったように、技能実習生

の方がたくさんいらっしやっている。ただ仕事するためにだけ来るんじゃなくて、せっかく大木町においでになったわけですから、大木町の暮らしとか、そういうことに触れていただく機会もしくはいろいろ困っていることがあったら、いろいろこう、お手伝いでいいのでサポートできないか、あるいは古賀議員おっしゃったように、ちょっと近くに一緒に行くとか、そういう交流をするとか、もしくは、やっぱり地域の人たちが、研修生の人たちが行き来しているのに、あれ誰やるかみたいな話じゃなくて、例えばごみ拾いのときに一緒にやりましょうとか、実際やっているところも、野口議員のところもやっていますけれども、そういうことを企画するとか、あと日常的に、週に1回ぐらいは相談日を設けて、何か困ったことがあったらいつでもおいでみたいな、そういう窓口を開くとか、そういうことをやる必要があるんじゃないかということで、実はいろいろ協賛いただいている企業の方と直接、実はいろいろ事業ができていけませんので、協賛金、頂いているんですけども、事業ができていないので、そのご説明と、ひしのみにどういうことを期待されるかということの意見交換をしに回ったんですけども、技能実習生の方たちの何かそういうことについては、やっぱり賛同される方も非常に多かったので、もし必要であれば多少お金負担してもいいというような方もいらっしやったので、それはもう早急に、今年中にでも何かそういうような活動というのはぜひ始めたいというふうに思っているところです。

そのために、少し語学ができて、そういう海外の方とコミュニケーションが取れるような方を配置できないかということで、今、考えているところであります。古賀議員のご質問、ご意見いただいて、本当にそのとおりで、せっかく大木町に来ていただいたので、仕事するだけじゃなくて、本当に大木町の文化とか暮らしとか触れていただいて、大木町のよさを持って帰っていただく、

それがやっぱり必要なことで、ひしのみ役割だと、重要な役割だというふう
に思っています。

本当にそのとおりだと思いますので、ぜひ実現をしていきたいと思いた
いで、ご協力よろしくお願ひしたいと思いたいます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 本当、実は私は本当、言いたかったことは全部古賀議員がお
っしゃっていただいて、私も以前からちょっと考えていることがございまして、
提案といいますか、ちょうどこの外国人実習制度が始まったときにこうなれば
いいなと思っていたのが、このひしのみ国際交流センターとの、先ほど実習生
との交流をどうやったら深められるかなと思っていたんですよ。

そうしたら、こういうコロナの時期に、これ提案なんですけれども、以前か
らちょっと考えたことなんです、ちょうどこのコロナの時期になりますと、
ひしのみから行けないじゃないですか、お互い。でも、あの方たちというのは、
彼らはこちらにおられるんですよ。

詳細を申し上げますと、実習生の方々というのは、例えば一軒家あれアパート
であれ、そういうところに3人から大体5人ぐらい住んでいらっしゃるん
ですけども、家賃がやっぱり1人当たり1万5,000円とか2万5,000円
とかいろいろあるんですよ。少しでも安いところに住みたいと。もう、言
い方悪ければ、家賃がもう、例えば福岡に行くと安くなるので、福岡に行
ったりされるらしいんですよ。もうこっちで、例えば家賃が高いから、わ
ざわざ仕事を変えてまで向こうに行きたいと。となると、大木町の企業から
すると、せつ

かくいてくれていたのに、向こうに行ってもらおうと困るという話も聞いているんですね。

それで、私がこれ考えていたのが、大木町に空き家がありますよね。その空き家を利用して、例えば、その実習生の方というのは1,000円でも安く住みたいんですよ。仕事が、ぱっと5時ぐらいに終われば、何もすることないんですよ。あとは、結構あの方たちって物すごくSNSがつながっていらっしやって、もう帰ったらずっと何かもう、スマホで彼氏と電話しているらしいんですよ。もうずっとそういうシーンで、どうせすることないのなら、その空き家に夕方から、例えばそこに住んでいるのがフィリピンばかりの方であればフィリピン語講座みたいな、あの家に行ったらベトナム語を学べるよとか、空き家を提供してあげる代わりに家賃も安くして、例えば時給1,000円、500円でもいいんですよ——500円はちょっと違法になりますね、家賃を安く、代わりにそこに住んでもらおうと。夕方からは、例えば日本の方と一緒にそういう交流を深めてくれるようなことをしてくれれば家賃安く住めますよとか、そういう家を提供してあげて、その方、それはその企業といろいろ提携はせないかんでしょうけれども、そういうふうにして、もう外国にわざわざ行かなくてもこの大木町で学ぶことができると、日本の方でも交流を深めることができる、空き家も活用できると、企業の方も喜ぶと。

これは、特に実習生の方も喜んでいただいて、向こうに行くこともないでしょうし、大木町の家賃は、変な話、安いらしいよと、1万円以下で住めるらしいよ、多分人気になると思うんですよ。となると、ああいう方々の、要は質的なものも上がるかなと。

やはり、日本の方と交流を深めんと、言い方悪いですけども、ごみとか何かこう、結構食生活の文化が違うので、いろんな話も聞くんですよ。そうい

うのを日本の方と学ぶ機会を、毎日、例えば学べることができるとか、空き家をプラスでそういう勉強会を開くというのもよろしいのかなと、これ難しいと思うんですけれども、ハードルは高いと思うんですけれども、何か上手にそこを組んでいただければなという、提案でございます。一つの案でございました。

以上です。

議長 内部で検討をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第7、報告第7号一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告については、以上をもって終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、9月22日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 10時50分